

違法伐採対策に関する自主的行動規範

大分県森林組合連合会
平成18年10月1日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。これらを踏まえ、森林所有者の協同組織の大分県の中央団体である大分県森林組合連合会は、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

(違法伐採に対する反対表明)

1 本会は、わが国の林業を守り、森林の持続的経営の推進と、森林の持つ多面的機能の高度発揮を図るために、海外及び国内の森林の違法な伐採に反対を表明する。

(合法性等の証明された国産材製品の普及の促進)

2 本会は、わが国の気候風土に適合している国産材製品について、合法性、持続可能性の証明されたものの供給とその普及の推進に努める。

(合法性等の証明のための会員の認定)

3 本会は、林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法に即して、「合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領」を別途定め、本会の会員の認定を行い、合法性、持続可能性証明を有する国産材の供給の促進に努める。

(他の団体との連携)

4 本会は、違法伐採対策の推進に当たって、他の林業・木材産業関係団体、国産材のユーザー等との連携を図るものとする。

(情報の公開)

5 本会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上